議案第７２号

羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第２１条　（略） ２　６月及び１２月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは、「１００分の７３．７５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員	（期末手当） 第２１条　（略） ２　６月及び１２月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の７１．２５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員

に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　その職員の勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）	に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　その職員の勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

職員の区分	級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
任用	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
短時	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
間勤	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
務職	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
員以	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
外の	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400

職員	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200

41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	

74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400			
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700			
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900			
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100			
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400			
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700			
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900			
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100			
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400			
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700			
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900			
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100			
86	275,500	315,300	366,500					
87	275,800	315,600	366,900					
88	276,100	315,900	367,300					
89	276,400	316,200	367,500					
90	276,700	316,500	367,900					
91	277,000	316,800	368,300					
92	277,300	317,100	368,700					
93	277,600	317,300	368,900					
94		317,500	369,200					
95		317,800	369,600					
96		318,200	369,900					
97		318,400	370,200					
98		318,700	370,600					
99		319,000	371,000					
100		319,400	371,400					
101		319,600	371,900					
102		319,900	372,300					
103		320,200	372,700					
104		320,500	373,100					
105		320,700	373,600					
106		321,000	374,000					

	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第２条　羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい

う。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第２１条　（略） ２　６月及び１２月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 その職員の勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい	（期末手当） 第２１条　（略） ２　６月及び１２月に支給するそれぞれの期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは、「１００分の７３．７５」とする。 ４～６　（略） （勤勉手当） 第２１条の４　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 その職員の勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい

て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）	て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額 ３～５　（略）

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は令和８年１２月１日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（別表第１の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の羽生市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の羽生市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子